

補助金等取扱基準

補助金等の名称	認可外保育施設児童処遇向上事業補助金	
補助事業等の目 標	諏訪市に住所を有する児童で、認可外保育施設に現に入所している要保育児童について、これらの児童の処遇向上を図る。	
補助事業等の対 象 者	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所以外の施設であって、現に保育所における保育と同様な保育を実施している別表に掲げるものであり、子育て支援総合助成金交付事業実施要綱（平成27年11月17日27こ家第484号長野県県民文化部長通知）に定める事業内容及び留意事項等の要件を満たすもの 別表	
	認可外保育所	保育所以外の施設であって、保護者の委託を受けて乳幼児の保育を実施しているもの
	共同保育所	保護者自身が共同で保育している施設
補助対象経費	子育て支援総合助成金交付要綱（平成27年11月17日27こ家第484号長野県県民文化部長通知。以下「県交付要綱」という。）第2第6号に規定する認可外保育施設児童処遇向上事業に必要な経費とし、事業の種別ごとに、諏訪市に住所を有する対象児童1人当たりの月額単価を基本として算出する。	
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	県交付要綱に定める基準額とする。	
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 県の補助を受けて実施する補助のため	
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書、事業計画書、及び同事業に係る歳入歳出予算書により事業内容を精査し、担当部署により効果を評価する。	
補助事業等の開 始 時 期	—	
補助事業等の終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】	
	県及び市がそれぞれの負担割合で補助金を交付する県の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため	
情 報 の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。	
そ の 他		

<p>提出書類</p>	<p>補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設児童処遇向上事業補助金申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 認可外保育施設児童処遇向上事業計画書</p> <p>(3) 認可外保育施設児童処遇向上事業対象児童名簿</p> <p>(4) 収支計画書（事項別明細書を含む）の抄本</p> <p>補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 認可外保育施設児童処遇向上事業実績書（様式5号-1）</p> <p>(2) 当該補助金に係る収支決算（見込）書の抄本</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係</p>

平成23年12月 1日 一部改正

平成26年 4月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正